

**< 報道発表資料 >**

令和元年 9 月 2 4 日

**中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更しました**

埼玉県では、県内を 7 つのブロックに分けて、それぞれ河川法第 16 条の 2 第 3 項に基づき学識経験を有する者の意見を聴き、河川整備計画の策定を行ってきたところ  
です。

このたび、「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」を変更しましたので、  
お知らせいたします。

**1 変更の主旨**

河川整備計画は、県が管理する河川を対象として、概ね 30 年間で行う河川の整備  
や管理について具体的な目標や内容を定めるものです。

平成 18 年 4 月に策定した「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」につ  
いて、一級河川大場川の整備内容に変更の必要性が生じたことから、河川整備計画を  
一部変更することとなりました。

**2 主な変更内容**

一級河川大場川の大場川下流排水機場の増強

(大場川の下流域において、近年の大雨による浸水被害を受けて、被害の早期軽減  
を図るため)

**3 その他**

変更した「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」は、埼玉県河川砂防課  
ホームページに掲載しています。

埼玉県河川砂防課ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>

また、下記の県関係機関において変更した河川整備計画の閲覧ができます。  
県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所